

報酬規程

顧問契約報酬

従業員の入退社に関する社会保険全般、労災・雇用保険全般の手続き。各種保険給付の申請・請求手続き。人事・労務管理・社会保険、労働保険に関する相談、就業規則診断、各種助成金受給相談。など、事業における日常的な手続き、相談を網羅しています。

| 人員 | 月額報酬 | 人員 | 月額報酬 |
|--------|---------|----------|----------|
| 5人未満 | ¥21,000 | 50～69人 | ¥84,000 |
| 5～9人 | ¥31,500 | 70～99人 | ¥94,500 |
| 10～19人 | ¥42,000 | 100～149人 | ¥136,500 |
| 20～29人 | ¥52,500 | 150～199人 | ¥168,000 |
| 30～39人 | ¥63,000 | 200～299人 | ¥210,000 |
| 40～49人 | ¥73,500 | 300人以上 | 別途協議 |

※人員には、事業主、常勤役員、従業員を合わせた数です。

※消費税は含まれています。

上記報酬に含む主なもの

- ・ 従業員の入社、退社に関する健保・厚年保険の被保険者資格取得、喪失、変更手続き(被扶養者異動届け含む)
- ・ 雇用保険の被保険者資格取得、喪失、変更手続き
- ・ 雇用保険の離職証明書作成(離職票)の手続
- ・ 各被保険者証の再交付手続き
- ・ 健康保険の給付申請手続き(療養費・傷病手当金・出産手当金など)
- ・ 労災保険の給付申請手続き(休業補償給付など、業務災害、通勤災害に伴うもの)
- ・ 雇用保険被保険者の教育訓練給付金支給申請手続き
- ・ 健保・厚年・労災・雇用の諸法令に関する相談
- ・ 就業規則診断
- ・ 各種助成金の受給相談

上記報酬に含まれないもの

- ・ 健保・厚年保険算定基礎届、月額変更届
- ・ 労働保険の年度更新事務
- ・ 雇用継続給付、雇用2事業の申請
- ・ 労災保険の事業主特別加入申請
- ・ 就業規則の作成、変更、及び手続き
- ・ 労働基準監督署、年金事務所など行政等の調査立会い
- ・ 給与計算業務
- ・ 各種助成金の申請手続き

※ 尚、上記記載がないものでも、顧問契約報酬に含まれているものもございますので、その都度お尋ね下さい。

個別手続き報酬

顧問契約をされていない事業所が、スポット的に手続きを依頼された場合の報酬です。

顧問契約事業所において顧問契約に含まれない手続きに関しては、顧問先手続報酬として、割引にて別途お見積もりいたします。

(消費税含む)

| | |
|---|---|
| 入退社手続き(被扶養者異動届け含む) | 基本料金として、5名まで21,000円 以降1名増すごとに2,625円を加算 |
| 健康保険・厚生年金保険 報酬月額変更届け | 基本料金として、5名まで21,000円 以降1名増すごとに2,625円を加算 |
| 健康保険・厚生年金保険 算定基礎届け | 顧問契約報酬の1.5か月分 |
| 労働保険の概算・確定保険料の申告 (年度更新事務手続) | 顧問契約報酬の1.5か月分 |
| 健保・厚年保険の新規適用手続き (人員は、被保険者数) | 人員4名以下、84,000円 人員5名～9名、105,000円 人員10名～19名、126,000円、20名～別途協議 |
| 労災・雇用保険の新規適用手続き (人員は、被保険者数) | 人員4名以下、84,000円 人員5名～9名、105,000円 人員10名～19名、126,000円、20名～別途協議 |
| 就業規則の作成、届出代行 | 178,500円～(複雑多岐にわたる場合は別途協議) |
| 就業規則の改訂、届出代行 | 84,000円～ |
| 賃金・退職金・旅費等諸規定の作成・改訂 | 52,500円～ |
| 労働安全衛生法に基づく、安全・衛生管理諸規定 の作成・改訂 | 105,000円～ |
| 労災保険の特別加入に関する申請手続き | 26,250円(中小事業主の特別加入は、別途協議) |
| 健康保険・労災保険 給付請求手続き | 1件につき、26,250円～ |
| 厚生年金・国民年金・基金 給付請求手続き | 1件につき、26,250円～ |
| 第三者行為(事業主を含む)による保険給付請求 | 84,000円 |
| 雇用保険の高年齢雇用継続給付・育児休業給付・ 介護休業給付に掛かる給付請求 | 証明書(確認票含む)1件につき、15,750円 支給申請1回につき、10,500円～ |
| 雇用2事業に掛かる給付申請手続き | 資格決定申請 84,000円 支給申請 42,000円 |
| 各種助成金・奨励金の申請手続き | 着手金31,500円+受給額の15% |
| 労働者派遣事業・有料職業紹介所の許可申請 | 210,000円 |
| 労基署・年金事務所など行政等の調査立会い | 6時間まで52,500円、以後は1時間10,500円 |
| 労働基準法・育児介護休業法など、労働諸法令に 基づく、各種諸届けの作成、労使協定の作成、及 び届出代行(時間外・休日労働協定届けなど) | 26,250円～126,000円 |
| 変形労働時間制・裁量労働制の企画・成立手続き | 52,500円～ |
| 解雇予告除外認定申請(書類作成含む) | 着手金21,000円 成功報酬、当該労働者月額賃金の25% |
| 労働社会保険諸法令、行政不服審査法に基づく 審査請求・異議申立・再審査請求の手続き | 1件につき、105,000円～ |
| 従業員・社員、採用面接業務(原則同席) | 1名につき、5,250円～ |
| 雇用契約書の作成(労基法明示事由含む) | 1件につき、15,750円～ |

| | |
|-------------------|------------|
| 交通費・出張旅費・宿泊費発生の場合 | 実費または、別途協議 |
| 初回、2回目相談 | 無料 |

社会保険労務士法 第2条第1項1号～3号記載の他の業務については、別途協議とします。

あっせん代理・調停代理報酬

(個別労働関係紛争等における紛争解決手続代理業務報酬)

| | | |
|-------------------------------|---------------------------|---------------|
| 法人・事業主側 ※1 | 着手金(あっせん申請書・答弁書作成・提出代行含む) | 105,000円 |
| | 和解成立報酬(和解契約書案作成含む) | 経済的利益の21% |
| 個人・労働者側 ※2 | 着手金(あっせん申請書・答弁書作成・提出代行含む) | 31,500円 |
| | 和解成立報酬(和解契約書案作成含む) | 和解金額合計の15.75% |
| ※1、※2 | 紛争解決手続機関からの事情聴取等の代理出席 | 52,500円～ |
| | あっせん及び調停当日の代理出席(依頼人同席) | 交通費実費のみ |
| | あっせん及び調停当日の代理出席(依頼人同席なし) | 52,500円～ |
| ☆複雑な事情や特別な状況がある場合は、別途協議いたします。 | | |

※消費税は含まれています。

※東京都23区外の紛争解決手続機関における手続の場合は、別途交通費・出張旅費・宿泊費を、ご請求させていただきます。



TKN 社会保険労務士事務所

登録番号 第13080571号

東京都社会保険労務士会所属

特定社会保険労務士 高野 裕之

〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2-58-13

TEL 03-6315-8830 FAX 03-3795-9021

E-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp